

# 平成30年度総務常任委員会行政視察報告書

**期 日** 平成30年5月15日（火）～5月17日（木）

**視察地** 福島県 須賀川市 [5月15日]  
岩手県 北上市 [5月16日]  
福島県 福島市 [5月17日]

**視察者** 総務常任委員会

委員長	紺野博哉
副委員長	内村忠久
委員	小出 亘
委員	細田智也
委員	永澤美恵子
委員	小島清人
委員	野口哲次

所管部長

企画部長	加藤保夫
総務部長	田雑弘章
市民生活部長	高山 勇
危機管理監	長谷川 芳明

事務局（随行）

主 幹	町田秀紀
-----	------

**視察事項**

福島県 須賀川市	「窓口業務の民間委託について」
岩手県 北上市	「クラウドファンディング （きたかみ輝くビジネスプラン）について」
福島県 福島市	「空き家等対策事業について」

## 5月15日（火） 福島県 須賀川市

〔人 口〕 76,251 人（平成 30 年 4 月 1 日現在）

〔面 積〕 279.43 km<sup>2</sup>

〔概 況〕

須賀川市は、豊かな自然環境に恵まれ、東北縦貫自動車道、国道 4 号、東北本線、東北新幹線、水郡線が通り、首都圏や仙台圏へのアクセスが容易で、高速交通体系に恵まれたまちとなっている。

県内唯一の空の玄関口「福島空港」を有し、これらの高速交通網の整備により、人・物・情報などあらゆる分野において交流が活発化して新たな文化を生み出すなど、「臨空都市」として大きく成長してきた。

平成 17 年 4 月には近隣 2 町村と合併し、新たな一步を踏み出した。多様化する市民ニーズに対応できるよう、それぞれの地域が持つ個性や歴史、伝統文化、自然環境などの貴重な資源を生かしたまちづくりを進めている。

市役所本庁舎は東日本大震災により被災し、市の行政機能を各施設に分散して業務を行っていたが、平成 29 年に新庁舎が完成し、全ての業務が集約された。このことにより、分散した行政機能がひとつとなった。

### 【視察テーマ：窓口業務の民間委託について】

#### 1 窓口業務の民間委託の概要

##### （1）委託期間について

- ① 期間 平成 29 年 3 月 18 日～平成 33 年 11 月 30 日（57ヶ月）
- ② 期間決定の理由
  - 債務負担行為での契約を考えていたため、5年間の契約で検討した。
  - 年度末までとした場合、次回委託時、現在の受託者以外の事業者が受託した場合、窓口業務が繁忙時期であり、混乱が考えられることから、委託期間満了日を比較的窓口業務閑散期の時期とした。
  - 当初、新庁舎開庁時から行うことで検討していたが、庁舎完成、引渡しが3月末であったこと、情報システムサーバーを3月18日から搬入し、セキュリティ管理が必要になったことから、開庁日前から委託開始することとした。

## (2) 委託業務について

①施設常駐管理業務、②設備管理業務、③警備業務、④駐車場整理業務、⑤清掃業務、⑥植栽管理業務、⑦宿日直業務、⑧電話交換業務

### ⑨受付案内業務

- ・来庁舎の受付と案内業務
- ・1階窓口の申請書記載補助業務
- ・受付周辺の整理業務
- ・来庁舎整理券の無料処理業務

### ⑩証明書交付・住民異動窓口業務

- ・証明書交付業務
- ・住民異動届関連業務
- ・印鑑登録届出関連業務
- ・郵便による各種証明書請求関連業務
- ・個人番号カードに関連する補助業務 ※住基ネットを使用しない業務
- ・パスポート業務

## (3) 委託までの流れ

平成28年6月20日	プロポーザル公告
平成28年8月4日	プレゼンテーション
平成28年8月8日	プロポーザル結果公表
平成28年9月29日	契約締結に向けた覚書の締結
平成29年3月14日	委託契約締結

「行政でしかできないものは行政で、民間でできるものは民間で」との考えのもと、法令等により民間でできないもの以外は基本委託対象とし、現在は、市民課担当業務を委託している。

(4) 契約金額 993,614,652円

## 2 窓口業務の民間委託実施の背景・経緯について

- 平成23年3月11日 東日本大震災が発生。旧庁舎が被災（全壊）
- 平成24年6月 新庁舎建設基本計画を策定

**最大のピンチを最大のチャンスに**

- 新庁舎導入機能を検討するため庁内ワーキンググループを設置

○新庁舎の新たな窓口サービスを検討（50m以上のカウンター・1階に住民系窓口と福祉系窓口を集約配置）

○平成27年12月24日 庁内ワーキンググループ検討報告書策定



## 窓口民間委託を提言

新庁舎の窓口は、それまで分散配置していた住民系窓口、福祉系窓口及び環境窓口を1階に集約配置することによる市民サービスの向上を図る一方で、各窓口の連携強化による窓口職員数の増加が懸念された。

また、市民ニーズ・社会需要が多様化する中で、様々な行政課題を解決するため、企画立案サイドの強化が必要な中においても職員配置が困難な状況でもあった。そのため新庁舎建設に併せ新たな窓口サービスや導入機能を検討するため設置した係員クラス職員で構成する庁内ワーキンググループにおいて窓口委託について検討を行い、検討報告の中で窓口委託の実施について提言を行った。

その後、窓口業務の民間委託について、他市の状況や受託業者等について情報収集を行うとともに委託仕様書を作成、平成28年8月3日にプロポーザル協議を実施し、仕様協議を経て平成29年3月14日に契約を締結した。

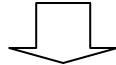
### 3 これまでの問題点

○市民ニーズ・社会需要の多様化による行政サービスの複雑化

○行政サービスが複雑化する中でも窓口業務に多くの職員の配置が必要

○職員数の増加が困難

○臨時職員に対する労務管理・教育研修



窓口部門の職員数増大

限られた人的資源（職員）の企画立案サイドへの配置が困難

○人口減少による税収の減少

○窓口の繁忙期と閑散期の人員増減への対応



限られた財源での費用と効果のバランスが困難

#### 4 これまでの実施状況と効果

○人的資源（職員）の有効配置

⇒職員を窓口業務から企画立案業務にシフト（窓口職員数の減少）

○業務のスリム化

⇒労務管理・教育研修の移行（臨時職員⇒民間社員）

○地元雇用の創出

⇒業務委託による地元雇用（臨時職員の正規社員雇用）

○市民サービスの向上（相乗効果）

⇒接客サービス、ドレスコード等の職員・受託職員との相乗効果

○トータルコストの削減（包括業務委託）

⇒窓口以外の業務も一括委託により、トータルコストの削減

案内業務、窓口業務、電話交換業務を担当するコンシェルジュを総数29名配置し、それぞれが一定のスキル習得のため時間や日別に業務をシフトしている。

また、開庁後繁忙期を含め約1年が経過したが、その間に市民や職員からは特に大きな苦情等はなく、概ね良好な成果が得られていると感じているとのことであった。

#### 5 これまでの課題及び今後の展開について

##### （1）戸籍事務の取り扱い

窓口業務のうち戸籍事務については、法務局と委託の取り扱いについて協議している状況であり、協議が整い次第委託を実施する予定。

##### （2）定例会議

委託業者との情報共有や課題解決のため、委託担当部署、窓口担当部署及び受託業者で毎月1回定例会議を開き、意見交換を行い、今後も継続して意見交換をすることで、市民に寄り添ったより良い窓口対応の提供につなげていきたいと考えている。

##### （3）窓口委託の範囲拡大

窓口委託化の範囲拡大について、研究・検討をしていく。

●視察後の意見交換会

- 業務委託により、実際に現場で働いている方の声が聞こえなくなることが懸念されたが、月1回の意見交換などにより意思の疎通が図れ、その結果が反映されていることは素晴らしいと感じた。
- 職員を窓口業務から企画部門などへ集中して配置することは、参考になったが、東日本大震災からの復興がきっかけになったのだと思う。
- 研修を委託業者と職員が一緒に行うことにより、より一層の市民サービスの向上を図るという意識が素晴らしいと感じた。
- 徹底して窓口業務の委託を行っていることは参考になったが、それが全面的によいのか、検証していく必要があると思う。
- 業務委託期間を業務の閑散期に合わせて11月末までにしたことが、興味深かった。入間市でも人事異動の時期に委託業者が変更になることがあるため、研究する必要があると感じた。
- 実際に業務を行っている若手職員によるワーキンググループで検討した結果、提言を行ったことは、市の将来的なことを考える上でも効果的だと感じた。
- 窓口業務から庁舎管理までの一括した業務委託は、入間市でも可能かどうか、一つの研究材料になると思う。
- 窓口業務の委託により、命令が直接できないという不具合が生じる可能性があると思う。窓口での困難事例があれば、その場で職員に引き継ぐとのことだが、スムーズに引き継ぎができるのか検証していく必要があると感じた。

5月16日（水） 岩手県 北上市

〔人口〕 92,548人（平成30年4月30日現在）

〔面積〕 437.55 km<sup>2</sup>

〔概況〕

北上市は、岩手県の中央部、北上盆地の中程に位置している。東西に約38 km、南北約34 kmで面積は約437.55 km<sup>2</sup>。北上川と和賀川が合流する肥よくな土地に美しい田園地帯が広がり、西に奥羽、東に北上山系の山々が連なる豊かな自然に恵まれている。

古くから交通の要衝として栄え、国道4号・JR東北本線の南北幹線と国道10

7号・JR北上線の東西幹線が交差して市の骨格が作られた。また、東北新幹線と東北縦貫自動車道、東北横断自動車道秋田線などの高速交通網が整備され、北東北の十字路として交通の利便性はますます高まった。

現在の北上市は、旧北上市、和賀町、江釣子村の3市町村合併により平成3年4月1日に誕生した。誘致企業や地元企業約250社が立地し、製造事業所従業者数・粗付加価値額は県内第1位（平成26年工業統計調査）。郊外には、田園風景が広がり、農業と工業のバランスがとれた、活気あふれる都市として注目を集めている。

### 【視察テーマ：クラウドファンディング（きたかみ輝くビジネスプラン）について】

#### クラウドファンディングの概要

不特定多数の個人から、小額の資金をインターネットで、調達する仕組みであり、大きく寄付型、購入型、融資型、投資型の4つのタイプに分類される。資金調達の目的や規模に応じて種類を選択する（資金調達サイトによって、プロジェクトを掲載する際の手数料、得意分野、サポート体制が異なる）。

類型	金融商品取引法の規制	資金提供者への対価	一人あたりの出資額	資金調達規模	資金調達者等その他
寄付型	無	無・礼状等	一口1円～	数万～数百万円	主に非営利団体など社会問題に取り組む団体
購入型	無	商品・サービス	一口千円程度～	数万～数百万円	個人やNPO法人、企業など。目標額に届かない場合は、実行できない仕組みのサイトが多い。
融資型	有	金利相当利益	一口1万円程度～	数十万～数千万円	企業
投資型	有	事業収益、自社製品等特典	一口1万円程度～	数百万～数千万円	企業（被災地支援、食品加工・酒造・衣料品製造・旅館、途上国向けなどさまざま

## 「きたかみ輝くビジネスプラン応援事業」は投資型を採用

- ①資金使途として、原材料購入時の運転資金、設備購入資金など、数百万円以上の資金調達を想定。  
⇒投資型は、資金調達規模が比較的大きい募集事業が多い。
- ②目標額に達しなくても実施が可能（不足分は自己調達）  
⇒購入型は目標額に届かなければ実行されない場合がある。
- ③元本返済義務がない  
⇒事業者にとって借金のリスクが減り、新事業へチャレンジしやすい。
- ④他自治体において採用多数  
⇒ファンド募集サイトにおいて、ファンド募集商品を通した「まち」のPRが行われており、シティーセールスの一環となる。

## 1 事業概要

### (1) 目的

市内中小企業者等の地域貢献に資する優れたビジネスプラン（きたかみ輝くビジネスプラン）を募集・選定し、クラウドファンディングによる資金調達を支援することで、企業の成長発展、地域課題の解消、地域プロモーションを図る。

### (2) 事業内容等

事業実施期間 平成29年度～平成31年度

事業内容

- ・クラウドファンディングによる資金調達セミナーの開催
- ・ビジネスプランの募集・選定
- ・投資型クラウドファンディングの組成に係る初期費用の支援  
（約100万円を市が負担）
- ・ビジネスプランを中心市街地の商店街空き店舗で実施する際の店舗改修費を補助（上限80万円）

※セミナー開催、ビジネスプランの募集、市が選定したプランの適正調査、ファンド組成に掛かる一切の準備、北上市のPRページの作成を委託。



### (3) 支援対象

市内に事業所がある中小企業者・農業者・個人または個人を主とするグループ（産業を問わない）及びこれから市内で創業する者。

- ・ 選定事業者数：1社/年
- ・ 資金調達額（事業規模）：300万円以上
- ・ 要件：北上市の地域資源や特色（人・もの・観光・景観など）を活かした取組、地域課題の解消に資する取組

### (4) その他

- ・ 投資家への特典費や成功報酬料などが発生するため、資金調達よりも「商品宣伝」や新たなファンづくり」としての考え方が必要。
- ・ 融資を基本とした資金調達に、プラスαとしてファンドを募集。

## 2 事業実施の経緯

北上市まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成28年1月策定）

人口・経済・地域の課題解決に一体的に取り組むための5カ年（平成27年度～31年度）の目標、基本的な方向性、及び具体的な施策を取りまとめたもの。

当事業は、総合戦略事業の一つに位置付けられている。

※総合戦略事業は、職員提案が基となり作成され、当事業は他課より提案があった。28年度は、事業の調査・研究を行うこととして予算措置された。

## 3 事業実施状況

### 委託業者

ミュージックセキュリティーズ株式会社（東京都）

- ・ 金融商品取引法第28条第2項に定める第2種金融商品取引業者
- ・ 投資型クラウドファンディングの大手でもあり、多くの自治体と連携し、多数の実績がある。

### ファンド募集方法

ミュージックセキュリティーズ株式会社が運営するインターネット上のファンド募集&運営サイト「セキュリテ」により募集。

※市の委託内容（支援の範囲）は、ファンド募集の準備まで。ファンド組成の成

功を保証するものではない。また市は、ファンド運用結果等について、一切の責任を負わない。

## 北上 チーズケーキファンド

### 【プランの概要】

効外にある自社チーズ工房を現在のレストラン横に設営し、見学やチーズ作り体験ができる施設とする。

プランにかかる資金総額のうち、チーズを製造する機械の更新費用をクラウドファンディングで調達。一口30,000円（運営会社への手数料1,500円）を190口募集。募集開始より2日間で目標額を達成。

### □成功のポイント

- ①実店舗がある（既に事業を行っている）事業者であったこと。
- ②チーズケーキに一定の知名度があったこと。
- ③金融機関からの融資が予定されていたこと。

### □予想外のデメリット

- ・募集終了となるとトップ画面から募集ページが消えるため、PRの面では、十分な期間掲載されなかった。
- ・ただし、トップ下の行政PR用の特集サイトには、引き続き掲載。募集終了の経歴も残る。

## 市のプロモーションとしての活用

### 自治体の特集サイト

募集&運営サイト「セキュリテ」では、募集するファンドの事業者紹介と合わせて、その自治体の紹介ページも掲載することができる。

自治体PRとなるだけでなく、自治体が応援する事業者としてファンドを募集できるため、知名度の低い事業者は投資家から信頼が得られるメリットもある。事業者のビジネスプランが注目されることで、市への関心が寄せられる機会ともなり、相乗効果が期待できる。

#### 4 課題と今後の展開

##### ○少ない応募件数

- ・高い成功率を期待したビジネスプランでなければファンド組成に至らず、採択ゼロの可能性もある。

⇒市としても、クラウドファンディング支援事業自体が新たな取り組みであることから、チャレンジの姿勢で呼び掛け

⇒公募のほか、優良なビジネスプラン（相談）には声をかけ、北上市産業支援センター等と連携して個別に対応

##### ○シティプロモーションとしての効果

- ・ファンド募集が複数件あることで、北上市のPR効果が期待できるが、現在実績は1件のみ。

- ・市町村単位では展開が難しく、県レベルの方が効果を得られやすいか。

⇒まずは単独で継続し、分野を絞らず募集して展開していく。

##### ○クラウドファンディング型ふるさと納税との棲み分け

- ・本年度より「北上市新事業創出支援事業補助金」において、クラウドファンディング型ふるさと納税を取り入れた採択を行う。

- ・投資型よりも敷居が低く、目標金額に達しなくても、市が一部補填するため、寄付者にとっても事業者にとってもリスクが低く活用しやすい制度。ただし、対象はこれまでにないビジネスプラン（企業家向け）。

⇒きたかみ輝くビジネスプラン応援事業は、起業家に限定せず、比較的規模の大きいビジネスプランの内容で採択

⇒ふるさと納税の先の姿として、寄付者（応援者・投資家）とのつながりを深める仕組みと捉え、本年度も募集

#### ●視察後の意見交換会

- 投資型のクラウドファンディングとふるさと納税との棲み分けを今後考えていくとのことだったが、入間市ではふるさと納税は財政課の所管となっているが、商工観光課で市の魅力アップを含めてクラウドファンディングのようにお金を集めるほうが自然だと感じた。

- 実際に採択されたのは、市内で知名度のある商品があり、大きく展開している事業者であるため、中小事業者の場合は、どのような効果等があるのか等、今後注目すべき事業だと感じた。

- 入間市では、投資型クラウドファンディングで店舗を応援することは、難しいと思うが、発想、知恵を売り込みができる。それらを生み出せる環境づくりを行うことが必要だと感じた。
- 北上市で名の通った事業者で、人気のある商品の開発等により、二日間で募集金額を達成した。投資された方々の思いが、その商品のPRとなり、結果として北上市のPRとなっていると感じた。
- クラウドファンディングとふるさと納税との棲み分けを行い、クラウドファンディング型ふるさと納税などの採択を行うとのことであり、今後、引き続き注視していきたいと感じた。
- クラウドファンディングを市として、SNSなどでPRしていくことで、より一層効果があると感じた。

5月17日（木） 福島県 福島市

〔人 口〕 280,276 人（平成30年4月30日現在）

〔面 積〕 767.72 km<sup>2</sup>

〔概 況〕

東北地方の南部にある福島県の北部に位置し、西は吾妻連峰、東は阿武隈高地に囲まれた盆地となっており、その中央を阿武隈川が南北に流れている。市域の中心には信夫山が位置し、これを取り巻くように市街地が広がっている。

盆地の特徴である夏は暑く、冬は寒い気候となっている。この寒暖差により、果物をはじめとした農産物が美味しく育つことができる。

暖地性、寒地性の果物の両方が栽培され、サクランボ、モモ、ナシ、ブドウ、リンゴ、カキと四季折々の果実が収穫され、全国有数の果物の産地となっている。

明治4年廃藩置県により福島県が誕生、さらに明治9年福島、磐前、若松の三県統一の福島県の県庁が置かれ、県政・文教の中心としての基礎がかたち造られた。

明治40年全国で59番目の市制を施行、人口3万人余りの福島市が誕生し、以来福島県の中心都市として発展してきた。

平成30年4月に中核市に移行し、新たなまちづくりをスタートさせた。

## 【視察テーマ：空き家等対策事業について】

### 1 福島市における空き家の現状

#### 「平成26年度 空き家等実態調査」による空き家の状況

対象：市内全域 手法：外観目視による調査

調査建物件数 91,705棟 空き家数 2,888棟

全域での空き家率は、約3.1%であったが、地区別の空き家数、空き家率を把握し、多い地域で約11%あり、少ない地域との差を把握した。

著しく建物に破損等が見られるもの 棟数 36棟 割合 1.2%  
(例)・草木の繁茂が著しく、周辺へ影響を及ぼしている。・路面が崩落し、柱等が露出している。・屋根や庇が飛散している。・ブロック塀が倒壊し、通行の妨げになっている。

### 2 福島市の空き家対策の取り組みについて

#### (1)「福島市空家等対策計画」の概要

##### ①計画策定の背景と目的

###### 【背景】

近年、我が国において居住等に使用されない「空き家」が年々増加し、防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響。

平成27年5月「空家等対策の推進に関する特別措置法」全面施行

- 所有者自らの責任による空家等の適切な管理
- 市町村による空家等対策計画の策定、及びこれに基づく対策の実施

###### 【目的】

平成29年3月 空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、福島市の空家等に関する基本的な考え方を明確にし、当該施策を総合的かつ計画的に実施するために「福島市空家等対策計画」を策定。

②計画の対象地域 市内全域

③計画の期間 平成29年度から平成33年度まで（5年間）

④対象とする空き家

○空家等対策の推進に関する特別措置法（第2条第1項）

概ね年間を通して使用実績のない、建築物又はこれに付属する工作物、及びその敷地

【特定空家等（第2条第2項）】

- ・著しく保安上危険となる恐れのある状態・著しく景観を損なっている状態
- ・著しく衛生上有害となる恐れのある状態
- ・その他放置することが不適切である状態

⑤福島市における空き家の現状

全国では、空き家数・空き家率ともに増加傾向。一方、福島市においては減少している。東日本大震災により避難してきた世帯が、賃貸住宅の空き家に住むことにより、一時的に空き家が減少したと考えられる。

○福島市空き家所有者の意向調査（平成28年度）

- ・所有者の不在（死亡、入院、転居、相続人の不在等）が、空き家の大きな要因
- ・第3者による活用の意向（売却・賃貸・行政や地域での活用）を持った所有者が多数
- ・維持管理（費用）に関する将来の不安感が顕著
- ・「予定なし・現状のまま」「特に困っていない」  
⇒関心がない、管理者意識欠如の表れ

⑥福島市における空き家の課題

課題1 所有者等の空き家管理に対する意識の啓発

課題2 市内の空き家実態や傾向の把握

課題3 市民がより連絡しやすい通報・相談、庁内連携体制の整備

課題4 空き家の発生抑制のための対策

課題5 空き家の利活用のための施策検討

### ⑦空家等に対する基本方針と基本目標・施策

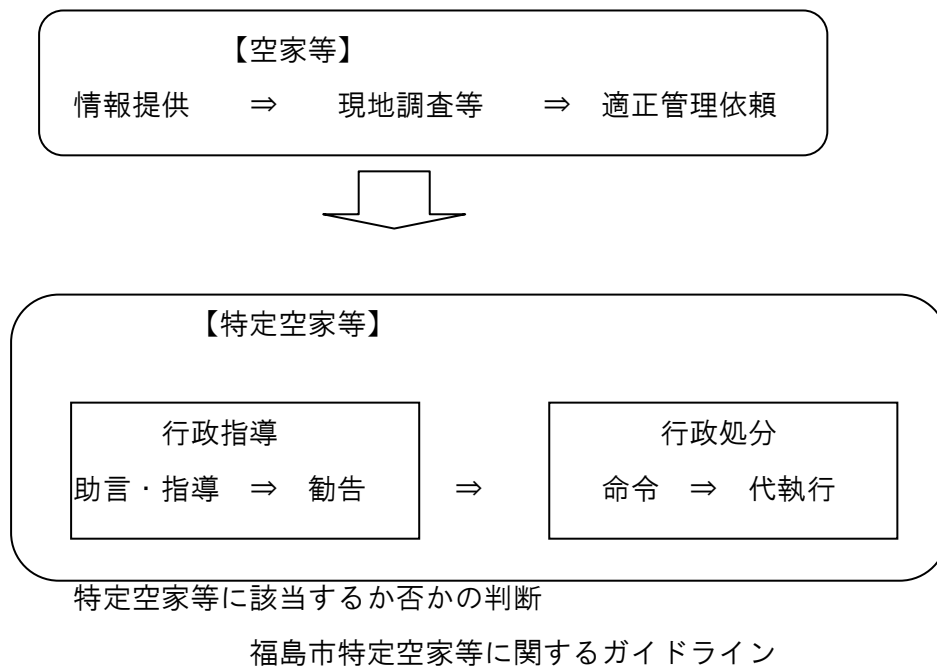
#### 【基本方針】

- 1 空家等の適切な管理は、所有者の責務であることを基本としつつ、行政・地域等の協働により、空家等の発生抑制に努めます。
- 2 管理不全の空家等に対し、実効性ある対策を推進することで、地域生活環境の保全に努めます。

#### 【基本目標】

- 1 空き家等発生予防
- 2 空き家の把握と連携  
体制構築
- 3 管理不全の空家等への対策
- 4 空き家の利活用の促進

### ⑧管理不全の空家等に対する措置フロー



必ず現地を確認している。市の適正管理依頼による改善については、空家につい

て考えてもらうきっかけとなる。

#### ⑨空家等対策の実施体制

各主体（地域・関係団体・行政・所有者等）の役割分担と連携体制  
相互協力、情報提供、各種支援等を行っている。

##### 地域の役割

- 空き家情報の提供 ○良好な地域生活環境の保全協力
- 空き家の地域での利活用

##### 関係団体の役割

- 空き家の適正な管理への対応 ○空き家の解消・利活用の協力
- 市場流通化への協力

##### 行政の役割

- 空家等対策計画の策定 ○空き家に関する相談窓口の設置
- 空き家等に関する対策の実施 ○対策の実施に関する支援

##### 所有者の役割

- 空き家の適正な管理 ○空き家化の予防
- 管理不全状態の防止・解消 ○空き家の解消・利活用

#### 庁内連携体制「福島市空き家等対策庁内検討委員会」

空家等対策は、多岐にわたることから、関係部署と連携して対策を推進するため、相談窓口となる開発指導課空き家対策係を事務局とする「福島市空き家等対策庁内検討委員会」を設置し、情報の共有化や各施策の実施に取り組んでいる。

委員：副市長、政策統括監、関係部長

#### 地域連携体制「福島市空家等対策協議会」

空家等対策には、専門的な知識や地域との連携が不可欠であることから、特措法第7条に基づく協議会を設置し、本計画策定の他、施策の立案及び実施などについて様々な視点からの意見を求め、多角的な協議を実施している。

委員：市長（会長）、有識者（法務、不動産、建築、都市・地域政策）、住民自治、行政



## (2) 空き家対策の実現に向けて ～福島市空き家等対策計画の推進～

### ①管理不全空き家への対応（平成29年度）

【平成29年度】

総数63件 内訳（質問相談10件 通報苦情53件）

行政介入が必要だった件数	行政介入後の状態
適正管理依頼等の通知 34件	改善されたもの11件
その他（口頭依頼等） 2件	状態が継続 25件
所有者調査中（不明） 5件	（対応中・無反応）
合計 41件	

改善の内訳 除草・除伐8件、除却2件、  
巣の除去1件

### ②空き家等発生予防に関する取り組み

- ・啓発パンフレット 「その空き家どうなるの？」
- ・広報紙「ふくしま市政だより」特集記事による啓発
- ・「出張講座」等による啓発（町内会、業界団体、大学など）
- ・空き家対策シンポジウムの開催

### ③関係機関との連携体制の構築

「福島市における空き家等対策に関する連携協定」の締結

【目的】 市民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図るため、連携団体が相互に連携協力し、空き家等発生の未然防止、適正管理、流通及び活用等、総合的な対策を推進する。

金融、福祉、建築、不動産、法務などの関係機関と連携している。

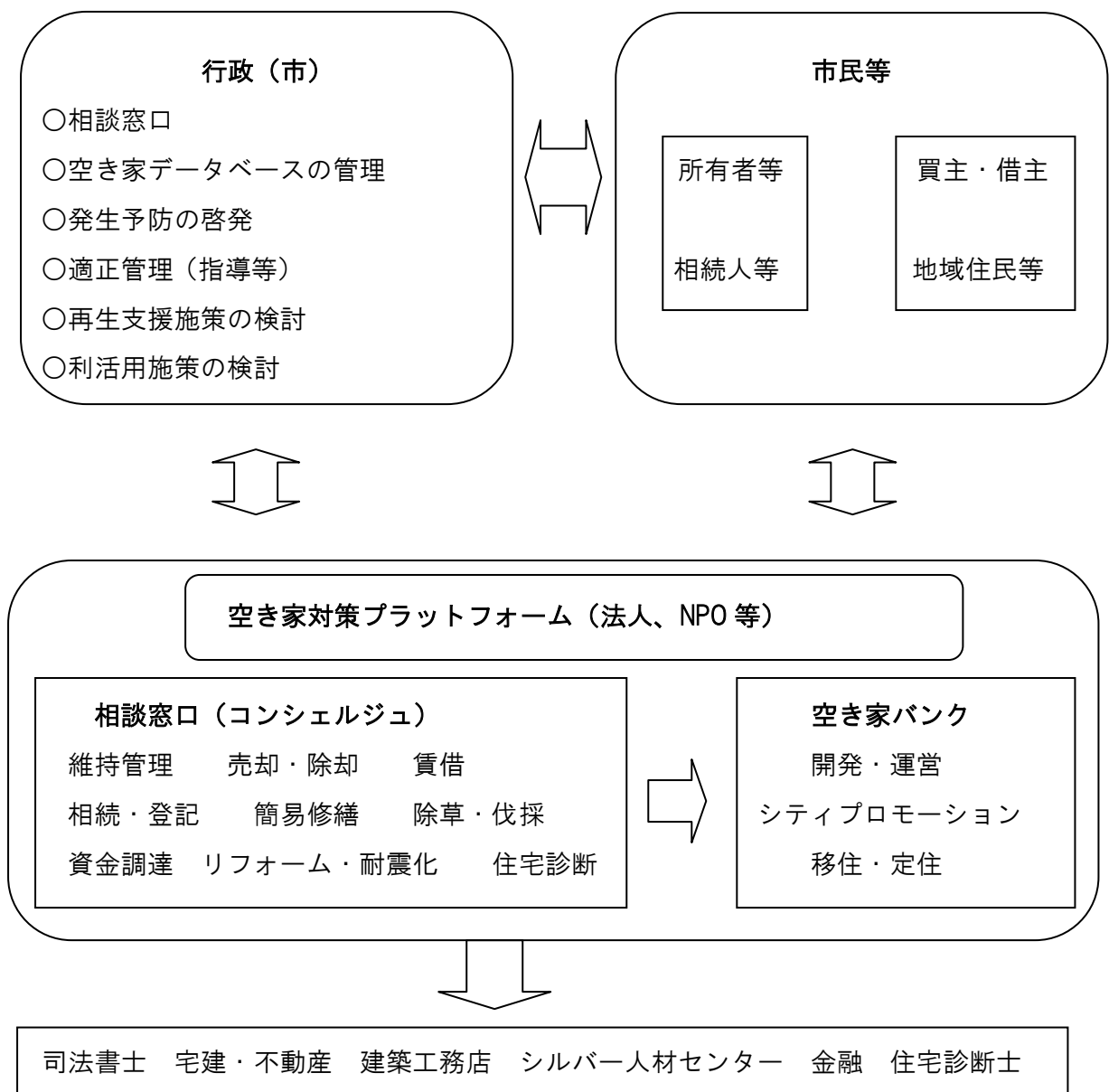
### 取組事項

市民や所有者への啓発 空き家等の流通及び活用の促進

空き家等対策に関する情報共有・発信 空き家等の発生予防や適正管理の推進

空き家等の権利関係に関する相談等

④目指すべき将来像（空き家対策プラットフォームの検討）



●視察後の意見交換会

- 庁内の関係部署による連携体制を構築していることで、所有者が不明な場合には、市で調査を行っていることなど、単に危険な建物の調査だけではなく、今後の活用まで視野に入れて、事業を進めて行くことが大切になると感じた。
- 様々な機関と空き家対策プラットフォームの検討を行い、市の関係部署だけではなく、銀行、弁護士会、建築士会、不動産協会などとの連携体制を構築し、事務担当で月一回程度集まり、意見交換を行い、必要に応じて連絡なども行っている

ことは、参考になると感じた。

- 空き家発生の予防に関する取り組みに力を入れており、空き家対策のシンポジウムを開催し、百人の定員に対し、定員の約二倍の希望者があり、地域住民の意識をさらに高めることで、空き家対策にもつながっていくと感じた。
- 空き家対策には、今回、説明をいただいた担当者のように計画の策定から、ネットワークの推進まで関わっていくような職員が不可欠であり、本市でも、専任の職員の配置が必要だと感じた。
- 入間市の現状としては、国や県の特定空き家認定に向けてのガイドラインは用意されているが、それを受けて入間市独自のガイドラインをどのように策定するのかが、課題となっている。福島市のガイドラインは、随所に調査研究の成果が見られ参考になった。